

議第一号

徳島県ワンヘルス推進条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和五年三月六日

提出者 全議員

徳島県議会議長 南 恒生 殿

徳島県ワンヘルス推進条例

動物由来感染症は、人のかかる感染症のうち約六割を占めている。動物由来感染症は、森林破壊や気候変動により野生動物及び媒介動物の生息する環境が変化し、人の生活圏と重なったことで、これらの動物の持つ病原体が人に感染するようになったものとされている。

このような状況の中で、動物由来感染症から人の健康を守るためには、動物の健康及び環境の健全性が重要であり、医師、獣医師、環境科学をはじめとする各学術分野の研究者及び関係機関が分野を越えて連携する「ワンヘルス (One Health)」への取組が世界的に求められており、その実践に向けた理念浸透が喫緊の課題となっている。

このため、ワンヘルスの理念浸透に向けた取組を推進することにより、県民及び県内で飼養され、又は生息する動物の健康並びに環境の健全性を一体のものとして守ることができる社会の構築を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、ワンヘルスの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに医師、獣医師、環境科学をはじめとする各学術分野の研究者（以下「研究者」という。）及び関係機関の役割を明らかにするとともに、その推進に関する必要な事項を定めることにより、県民のワンヘルスへの理解の促進を図り、もってワンヘルス実践社会を構築することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「動物由来感染症」とは、動物から人へ感染する病気を総称したものをいう。

2 この条例において「媒介動物」とは、ダニ、蚊等の感染症を媒介する動物をいう。

3 この条例において「ワンヘルス」とは、人及び動物の健康並びに環境の健全性はそのものであるとの理念をいう。

4 この条例において「健康」とは、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。

5 この条例において「環境の健全性」とは、人、愛玩動物及び家畜をはじめとする人に飼養される動物並びに野生動物及び媒介動物の棲み分けが適切になされることにより、野生動物の生息環境が保全され、生物の多様性が保たれる状態にあることをいう。

6 この条例において「ワンヘルスの推進」とは、ワンヘルスの理念浸透に向けた取組の推進をいう。

7 この条例において「ワンヘルス実践社会」とは、県民及び県内で飼養され、又は生息する動物の健康並びに環境の健全性を一体のものとして守ることができる社会をいう。

8 この条例において「関係機関」とは、環境科学をはじめとする各学術分野からワンヘルスの推進に寄与する業務を行う機関をいう。

(基本理念)

第三条 ワンヘルスの推進は、人の健康には、動物の健康及び環境の健全性が相互に密接に関連していることが県民一人一人に理解されることを旨として、行わなければならない。

2 ワンヘルスの推進は、県、医師、獣医師、研究者及び関係機関が協力及び連携して行

わなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ワンヘルスの推進に向けて、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

一 県民へのワンヘルスに関する知識の普及啓発

二 県民のワンヘルスに関する活動の支援

三 野生動物の生息環境の保全

四 動物由来感染症に関する連携体制の整備

五 動物由来感染症の発生防止

(医師及び獣医師の役割)

第五条 医師及び獣医師は、基本理念にのっとり、動物由来感染症に関して県民へのワンヘルスの推進を図るとともに、県、研究者及び関係機関との情報共有に努めるものとする。

2 医師及び獣医師は、県の施策に協力するとともに、県、研究者及び関係機関と連携を取りながら、動物由来感染症の発生防止に努めるものとする。

(研究者及び関係機関の役割)

第六条 研究者及び関係機関は、基本理念にのっとり、ワンヘルスの推進への寄与が期待される知見について、県、医師及び獣医師との情報共有に努めるものとする。

2 研究者及び関係機関は、県の施策に協力するとともに、県、医師及び獣医師と連携を取りながら、動物由来感染症の発生防止に努めるものとする。

(ワンヘルス推進月間)

第七条 県民へのワンヘルスの推進を図るため、九月をとくしまワンヘルス推進月間とする。

2 県は、とくしまワンヘルス推進月間にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(ワンヘルスの推進に向けた体制整備)

第八条 県は、ワンヘルスの推進に関して、県、医師、獣医師、研究者及び関係機関の協力及び連携を図るため、その業務を統括する体制を整備するよう努めるものとする。

(ワンヘルスの推進に係る助言及び提案を行う場)

第九条 知事は、別に定めるところにより、医師、獣医師、研究者及び関係機関による専門的見地からのワンヘルスの推進に関する必要な助言及び提案を県に対して行う場を設けるものとする。

(財政上の措置等)

第十条 県は、ワンヘルスの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

ワンヘルスの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに医師、獣医師、環境科学をはじめとする各学術分野の研究者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、その推進に関する必要な事項を定めることにより、県のワンヘルスへの理解の促進を図り、もってワンヘルス実践社会を構築する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 2 号

脊柱側弯症早期発見体制の整備を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 5 年 3 月 6 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 南 恒 生 殿

脊柱側弯症早期発見体制の整備を求める意見書

思春期の女兒に発症することが多い脊柱側弯症は、脊柱がねじれるように側方に曲がってしまう病気であり、早期発見と適切な治療と経過観察を行うことが重要とされている。

脊柱側弯症等を発見する脊柱・胸郭の検診は、成長期における重要な検診項目であり、我が国では、昭和54年度から学校保健法において学校での側弯症検診が義務付けられ、また平成28年度からは小学生から高校生までの全学年で毎年、学校での運動器検診が始まり、家庭での評価と学校医による検査が行われているが、視触診の評価にはばらつきが生じているとされ、評価基準も統一されていないことから、正確で均質なものとなっていないと言われている。

また、一部自治体では専用の機器を導入して検査を実施していることにより、平成19年度から平成27年度の文部科学省学校保健統計調査における14歳女兒の都道府県別の発見率は、0.2～3.0%となっており、地域差が生じている現状がある。

令和3年2月、「学童期における側弯症などの疾病を学校検診で早期に発見し、支援につなげていく環境整備に向けた検討を行う」ことが盛り込まれた「成育基本法に基づく成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、自治体における検査機器を用いた検診の仕組み構築に着手されたところであるが、確実な検診・診断体制の早期実現には、国民における脊柱側弯症検診の重要性の認識や体制づくりへの理解が何より必要と考える。

よって、国においては、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。

- 1 学校健康診断において、脊柱側弯症を早期に発見するため、検査機器を用いた、客観的根拠に基づく、より正確で均質な検査体制を早期に整備すること。
 - 2 教育委員会をはじめ学校教職員や学校医、養護教諭だけでなく、保護者、医療を提供する整形外科医師などに対し、脊柱側弯症及び検診の重要性についての正しい情報・知識を周知すること。
 - 3 検査機器を用いた検診の仕組み構築の早期実現のため、自治体における機器検査の導入、体制づくりなどに関する支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内 閣 官 房 長 官
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第 3 号

不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の
確立を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出する。

令和 5 年 3 月 6 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 南 恒 生 殿

不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための
経済的支援制度の確立を求める意見書

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は、全国で24万4,940人、徳島県で1,327人とそれぞれ増加の一途をたどっている。

また、不登校の定義となっている年間欠席30日以上条件には当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省の調査だけでは実態が把握しきれていないと言いきれなく、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料月3万3,000円程度(文部科学省調べ)という経済的負担に加え、身近に通う民間施設がない場合には、遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければならない。

多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は、一部の自治体が制定しているのにとどまっておらず、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくないのが実態である。

以上のことから、現状では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の基本理念の一つである「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考えられる。

よって、国においては、不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に対して、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。
 - 2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済支援制度を確立すること。
 - 3 前項の経済的支援については、地方の意見を踏まえ、支援の対象となるフリースクール等民間施設の基準を明確化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
内 閣 官 房 長 官
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員